

# コンベンション開催事業助成金概要

公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会では、岐阜市で開催されるコンベンションを支援させていただくため、**助成金制度**を設けています。

## 1 目的

岐阜市内で開催されるコンベンションの主催者の皆様に対し、コンベンションの開催に係る資金を**予算の範囲以内で助成**し、コンベンション開催の成功と国際交流の増進に寄与することを目的としています。

## 2 助成の対象

次の要件を満たすものに限ります。

- (1) 岐阜市内を会場とするもので、岐阜県を含む4県以上から参加者の有る会議、大会及びこれに準ずるもの。(興行並びに行政が主催するものは除きます。)
- (2) 政治的及び宗教的活動を目的としないもの。
- (3) 参加者が100人以上のもの。(延べ人数ではありません。)

## 3 助成の条件等

- (1) 基本助成金額

1件のコンベンションにつき**600,000円(オフ期 1,200,000円)**を限度として、下記の基準に従って交付させていただきます。

但し、助成は全体経費の**20%以内**とさせていただきます。(特別加算助成金も含む)

### 【注】岐阜市補助金等との関係

岐阜市から補助金等を受けられる場合で、岐阜市の補助金等の金額が当財団の基準による金額を上回る場合には、助成いたしません。

また、岐阜市の補助金等の金額が当財団の基準による金額を下回る場合には、その差額を助成させていただきます。

### 基本助成金の額

令和5年4月現在

| 参加人数区分            | 助成金額     |          |           |
|-------------------|----------|----------|-----------|
|                   | 全国規模(注1) |          | その他規模(注2) |
|                   | 会期2日以上   | 会期1日     | 会期2日以上    |
| 100人以上 200人未満     | 100,000円 | 50,000円  | 50,000円   |
| 200人以上 500人未満     | 140,000円 | 70,000円  | 70,000円   |
| 500人以上 1,000人未満   | 200,000円 | 100,000円 | 100,000円  |
| 1,000人以上 1,500人未満 | 280,000円 | 140,000円 | 140,000円  |
| 1,500人以上 2,000人未満 | 380,000円 | 190,000円 | 190,000円  |
| 2,000人以上 3,000人未満 | 500,000円 | 250,000円 | 250,000円  |
| 3,000人以上          | 600,000円 | 300,000円 | 300,000円  |

(注1) 全国規模とは、岐阜県を含む10県以上の県から参加者がいる場合をいいます。

(注2) その他規模とは、岐阜県を含む4県以上10県未満の県から参加者がいる場合をいいます。

(2) 特別加算助成金額

日本国内に居住されていない外国人の方が参加されるコンベンションについては、外国人参加者数に10,000円を乗じた額を特別に加算させていただきます。(ただし、最高1,000,000円を限度とさせていただきます。)

(3) オフシーズン加算

12月～2月に開催されるコンベンションには、基本助成金の1.5倍を助成させていただきます。

\*なお、参加人数が1,000人以上の場合には、基本助成金の2.0倍を助成させていただきます。

(4) 当財団の後援または協賛等の表示

助成が決定されましたら、そのコンベンションに関して発行されるパンフレット等の印刷物に当財団の後援または協賛等の表示をしていただきます。

(5) アンケート調査表の提出

開催終了後、当財団所定のアンケート調査表に必要事項ご記入の上、提出していただきます。

#### 4 助成金の申し込み

次の書類を、遅くとも開催予定日の2カ月前までに提出していただきます。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) コンベンション開催事業助成金交付申請書 | 1通 |
| (2) コンベンション開催要領または事業計画書 | 1通 |
| (3) コンベンション収支予算書        | 1通 |

#### 5 審査及び助成の決定、通知

申請書等の書類を調査の上、当財団審査委員会が助成を適当と認めた場合には、助成の交付決定の旨を文書にて通知させていただきます。

#### 6 助成金の交付

コンベンション終了後、2カ月以内に次の書類により、事業実績を報告するとともに助成金を請求していただきます。

なお、助成金は精算払いとし、ご指定の金融口座に振り込ませていただきます。

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) コンベンション開催事業助成金事業実績報告書兼交付請求書 | 1通 |
| (2) 事業実績を証明する書類(当日、配布された資料等)    | 1通 |
| (3) コンベンション参加者名簿(氏名、県名および所属)    | 1通 |
| (4) コンベンション収支決算報告書              | 1通 |
| (5) アンケート調査表                    | 1通 |

#### 7 その他

参加者が20人以上100人未満の小規模国際会議を開催する場合には、「小規模国際会議事業助成金」の申請対象となります。 詳しくは、当財団までお問い合わせください。

#### <申請書のご提出及びお問い合わせ先>

#### 公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会 (コンベンション推進部)

〒500-8833 岐阜市神田町1-8-5 協和興業ビル6階  
TEL (058) 266-5588 FAX (058) 266-5995